

作成日 令和 7年 1月 9日

令和 7年度 施行

駅東跨線橋昇降機保守点検作業委託

(環境土木課 道路公園維持係)

公示用

駅東跨線橋昇降機保守点検作業委託

項 目	単 価	数 量	単 位	金 額	備 考
昇降機保守点検		12	か月		
小 計					
再 計					
消 費 税 10 %					
1 年 合 計					
3 年 合 計					契約期間 令和7年4月1日～ 令和10年3月31日

委託業務処理要領

- 1 委託業務名 駅東跨線橋昇降機保守点検作業委託
- 2 期 間 自 令和 7年 4月 1日
至 令和10年 3月31日
- 3 委託場所 駅東跨線橋内エレベーター
- 4 委託業務内容 別紙昇降機設備保守点検業務のとおり
- 5 そ の 他 下記事項の遵守をお願いします。
 - 1) 作業実施については、事前に業務処理担当者と打合せをするとともに指示事項に従うこと。
 - 2) 作業状況の写真を提出すること。
 - 3) 作業日程表、報告書、着手届、完了届を提出すること。
 - 4) 業務報告書は遅滞なく提出すること。(毎月始め1回)

昇降機設備保守点検業務

- 1 実施周期 遠隔監視 24時間
巡回点検 4回/年

- 2 対象施設 インバーター制御式機械室レスエレベーター
2停止 4.5m/min 13人乗り（1基）
地震時管制運転装置
地震時管制運転装置（P波）
停止時自動着床装置
音声案内装置
視覚障害者、車椅子使用装置

- 3 メンテナンス契約
遠隔診断費、故障対応費、消耗品費を含む。
運転に必要な機器、部品の修繕費を含む（敷居及び意匠に関する修理は別途とする）。
緊急時、必要の都度対応すること。
点検については、建築基準法に基づき実施するものとする。

芽室町市街図

位置図



A 拡大図